

航空自衛隊仕様書			
仕様書の 種類	内容による分類	装備品等仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	補用部品	4補LPS-B99100-4	
		作成	平成25年 8月 2日
		改正	令和 2年 8月18日
			令和 3年 4月20日
作成部 隊等名	第4補給処		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊が使用する航空機用整備器材の補用部品のうち既製品であるものの調達について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、引用文書によるほか、次による。

1.2.1

成績書等

高圧ガス保安法に規定する高圧ガス製造設備の軽微な変更に係る部品の機能及び性能を証明する書類で、認定試験者試験等成績書及び同種の証明書類をいう。

1.2.2

高圧ガス保安法認定部品

高圧ガス保安法第14条ただし書きに定める「設備の軽微な変更」に該当する部品交換作業において交換される部品で、成績書等の添付を要する部品をいう。

1.3 調達品目・数量

この部品の物品番号、部品番号、品名、要求番号、単位、数量、製造会社は、調達品目表（以下、“品目表”という。）による。

品名	補用部品
----	------

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、次の文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 仕様書

C&LPS-B99001 航空機用機器工具一般共通仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

b) 法令等

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号令和3年1月21日）

2 製品に関する要求

2.1 構造・形状・寸法・性能

構造・形状・寸法・性能は、次による。

- a) 構造・形状・寸法・性能は、特に品目表に指定するものを除き製造会社の仕様による。
- b) 製品は、IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）に基づき、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下、“障害等リスク”という。）が潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下、“ソースコード等”という。）の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われていないものでなければならない。

なお、製品に対する適用については、品目表に示す。

2.2 製品の表示

製品の表示は、**C&LPS-Y00007** の2.4 による。

品名	補用部品
----	------

2.3 品質管理

製品は、IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）に基づき、障害等リスクが潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われない相応の管理その他の契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）による適正な品質管理の下で製作されたものであって、その品質を保証されたものでなければならない。

なお、製品に対する適用については、品目表に示す。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督・検査は、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき実施するものとする。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、品目表に示す場合を除き、C&LPS-B99001 の3.1 による。

なお、この仕様書の5.1.2 に該当する場合には、個装及び外装に“成績書在中”と朱色で明示するものとする。

5 その他の指示

5.1 提出書類

5.1.1 類別原資料

類別原資料は、品目表に“*”印を付した場合に提出するものとし、C&LPS-Y00007 の4.1.1 による。

5.1.2 成績書等

高圧ガス保安法認定部品については、成績書等を添付するものとする。

5.1.3 特定化学物質等の資料

特定化学物質等の資料は、C&LPS-Y00007 の4.1.3 による。

5.1.4 貴金属等管理資料

貴金属管理資料は、C&LPS-Y00007 の4.1.4 による。

5.2 安全管理

安全管理は、C&LPS-Y00007 の4.6 による。

品 名	補用部品
-----	------

5.3 法令等の遵守

契約の相手方は、法令等を遵守し、役務を実施するものとする。

5.4 仕様書の疑義

契約の相手方は、仕様書の内容について疑義が生じた場合は、契約担当官等を通じて要求元と協議するものとする。